

# 国立大学法人東北大学職員組合役員選挙規定

## 第1章 総則

### 第1条

この規定は規約第53条および第73条に基づいて定める。

### 第2条

この規定は本部執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員、会計監査委員の選挙に適用する。

### 第3条

前条に掲げる役員の定時選挙は毎年6月に行う。

2 補欠選挙は中央委員会または大会にはかりこれを行う。

## 第2章 選挙管理委員会

### 第4条

選挙を行うときはその事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

### 第5条

選挙管理委員会は各支部から選ばれた1名ずつの選挙管理委員によって構成する。選挙管理委員の任期は1年とする。但し候補者は選挙管理委員会の構成員にはならない。

### 第6条

選挙管理委員長、副委員長をそれぞれ1名ずつおく。委員長及び副委員長は委員の互選とする。

### 第7条

選挙管理委員会は次のことを行う

- 1 選挙の公示
- 2 立候補者の受付と発表
- 3 立候補者の資格審査
- 4 投票及び開票の管理
- 5 投票及び開票の立会人及び書記の指名
- 6 当選の確認と発表
- 7 その他選挙管理に必要な事項

### 第8条

定時選挙公示は選挙期日30日前まで各支部に通知する。

### 第9条

選挙管理委員会は選挙当日以外の事務を本部執行委員会に委嘱することができる。

### 第3章 候補者

#### 第10条

立候補する者は、立候補届出書に所定事項を記入して選挙期日 2 週間前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

### 第4章 選挙

#### 第11条

選挙は組合員全員によって行われる。

#### 第12条

選挙は直接無記名 1 人 1 票とする。

#### 第13条

当選者は組合員の投票総数の過半数を得たものから高点順に決定する。

2 得票同数の場合はその者について決戦投票を行なう。

3 第1項により定員に不足を生じた場合は、その不足の員数を落選者から得票順に選び、その者について信任投票を行なう。当選の決定については第1項を準用する。

4 無競争の場合は信任投票を行ない、その得票は組合員の投票総数の過半数の支持を得なければならない。

#### 第14条

当選者が失格し、あるいは欠員が生じたときは補欠選挙を行なう。

### 第5章 附則

#### 第15条

この規定の改廃は中央委員会で決める。

#### 第16条

この規定に必要な施行細則は別に定める。

#### 第17条

この規定は 1967 年 5 月 27 日から施行する。

1968 年 5 月 11 日一部改正

2004 年 4 月 7 日一部改正